

## 令和元年度第5回中間市人権教育啓発審議会議事録

【日 時】令和元年11月28日 午前10時～正午

【場 所】中間市人権センター

1. 開会のことば

2. 開会あいさつ

3. 会長あいさつ

【仰木会長】おはようございます。お集まりいただきありがとうございます。最後の章の検討になります。1月にパブコメの段取りになっています。検討よろしくお願いたします。

4. 議事

【事務局】それでは会議次第4. 議事に入らせていただきます。議事進行は、本会議設置要綱第6条の規定より、「会長が議長となる」となっておりますので、これより先は議長にお願いします。

また、本日の委員参加数12人のため、過半数を超えておりますので成立することをご報告いたします。では、議長よろしくお願いたします。

①第1～4章について【報告】

【仰木会長】議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いします。それでは本日の議題①第1～4章について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】31～52ページまでの修正箇所の説明を業者さんをお願いします。

(業者説明)

【事務局】協議があれば修正していきます。事務局としての提案で審議していただきところがあります。33ページ下から3行目の『科学的に認識する』、34ページにも『科学的な人権尊重』とありますが、『科学的』がわかりにくい。“幽霊の存在は科学的根拠はない”、“迷信に科学的根拠はない”と同じ意味だとは思いますが、『科学的な人権尊重』はわかりづらい。科学的を辞書で調べたら「学問的」「理論的」「論理的」と載っていました。

もう一つ32ページの『能動化された』の能動という言葉は人に影響を与えるということ。与えなくても自ら進んでやるのであれば「自発的」でよいのではないかと思います。人に影響を与えるところまで求めれば能動になるのでしょうか、ご審議お願いします。

【仰木会長】「科学的」と「能動的」についていかがですか。

【A委員】中間市が同和教育を進めてきた時に、同和問題を科学的に認識すると進めてきました。歴史やそれにまつわる差別事象、被差別部落の生活自体を含めて「科学的」と考えてきました。総合的に知らないといけないと進めてきました。学校で使ってきた言葉なので、一般の人にわかりにくいのであれば書きかえてよいと思います。

「能動的」は言われてからするのではなく、言われなくてもするという意味で進めてきました。「能動的」は一般の生活の中では使わないのでかえてよいと思います。

【事務局】自分から進んで行うのであれば「自発的」になります。

【A 委員】 「主体的」、「主体化された」でもよいと思います。

【B 委員】 「能動的」と「自発的」「主体的」は意味が違うと思います。

【C 委員】 もう少しわかりやすい言葉を使っていたきたいですね。

【仰木会長】 審議会自体が能動的ですね。「能動的」という言葉でも悪くはないと思いますが。

【事務局】 「積極的」とはまた違うのかな。

【事務局】 ネットの辞書で調べました。「能動的」は自分から働きかける。他に作用をおよぼすさまとなっています。「自発的」は他からの働きかけはなくても自然と物事を自分から進んで行うさま、「積極的」は他からの働きかけに関係なく進んで物事を行ったり、他に働きかけたりするさま、「主体的」はさまざまな状況下において自分の意思や判断に基づいて行動するさま、となっていました。

【副会長】 パブコメを求めるわけですから市民が読んでわかりやすいものを作っていく。昔、新日鉄で文章を書いたら5本の指にあがる人から教えられたのは、中学生が読んでもわかるものということです。それを思い出しました。事務局から提案されたものでよいのではないかと思います。

29 ページの基本目標（1）に『効率的な人権啓発のあり方』とありますが、具体的にどんなことなのか。効果的に進めていく際のことかと思ったが、効率的は難しいと思います。その下の基本目標（4）に『人権教育・啓発を効果的に推進でき〜』とあるので、効率的よりも効果があがるほうがよいのかなと思います。

【A 委員】 専門書じゃないのでわかりやすく書くのが基本だと思います。

【B 委員】 人権問題の中で「効率的」というのは、馴染まないという気持ちはあります。

【D 委員】 「能動的」は人格にくつつくことを考えないといけない。自発的な人格とはつながりません。

【事務局】 では、事務局でわかりやすい言葉を考え提案させていただきたいと思います。

【E 委員】 38 ページ『④地域社会・家庭への人権教育の取り組み』ところに、『本市の人権センター〜〜〜などで各種〜』は、「〜〜などで」の『の』を入れる。41 ページ『⑤その他の啓発活動の充実』の『中間市人権センター〜〜〜、ハピネスなかま〜』は、学習施設と公民館の順番、整合性が必要。『市人権センター』は違和感を感じます。

【F 委員】 『同生涯学習センター』などの「同」はなくてよいと思います。なくても意味は通じます。26 ページの下線の『だれ』は漢字でよいと思います。39 ページの〈取り組みの方向性〉で一つだけ①になっていない。以上です。

【A 委員】 20 ページの修正した箇所ですけど、上の3つのアンケート結果はポイントが入っているが、『高齢者一人ひとりの〜』の後にポイントが入っていません。これは上と同じようにポイントを入れるほうがよい。22 ページの修正されたところ、『平成24年度の調査結果と比較する〜』も同じようにポイントをいれるほうがよい。ここは減っているので「ポイント減」とする。23 ページもポイントが入っていません。

30 ページの『4. 施策体系』について。考えの基本になるのが29 ページの基本目標（1）になります。そこには『効率的な人権啓発のあり方』とあるが、まとめでは入っていない。④に新しい項目を入れて、「効果的で有効な人権啓発の推進」と入れないとおかしい。32 ページ『就学前教育』について整理はされているが、就学前教育に携わる人たちの意識は

どういふものが必要か。教職員は 37 ページ、市職員は 57 ページに書いてあります。就学前に携わる人の資質も大切です。

39 ページ『(1) 実践につながる啓発活動の推進』の行末、『正しく理解』は「理解を正しく得られる」ではないでしょうか。

44 ページ『(1) 行政職員における人権研修などの充実』の上から 4 行目『自らのこととして捉え人権に対する理解と意識の確立が必要です』とあるが、理解と意識は同じレベルなので「理解と認識」だと思います。

48 ページの『①全庁的な取り組みの充実』の 2 番目の●、『人権教育・啓発に関する取り組み』の「り」が抜けている。下から二行目の『そのためには、市民に対し人権擁護委員や人権に関する～』は意味が通じない。「市民に対して人権養護委員」だと思います。

49 ページは表にしてもらいわかりやすくなったが、『同和問題』、『その他人権に関わる相談窓口』の縦線はいらない。

50 ページの 1 番下。ここにまた人権はいらない、「配慮とともに」でよいと思います。前に人権は入っているので。

【事務局】事務局からです。5 章のあとでご審議いただくものですが、8 月に章立てについてご承認をいただいたのですが、「性的少数派」や「外国人」に関する部分が一括りにされています。これらも一つの項目としてとりあげるべきだと思うのでまたご審議いただきたいと思ひます。5 章に関して、細かい文字の修正については後ほど事務局にいただきたいと思ひます。

## ②第 5 章（1. 同和問題、2. 女性に関する問題）

【仰木会長】1 章から 4 章までで、気がついた点については修正を事務局お願いします。できは第 5 章の説明をお願いします。

【事務局】大きなところで 74 ページの高齢者に関するところは平成 27 年となっていますが、中間市は最新のデータがわかります。全国の数字は昨年 10 月はわかっています。本市の平成 30 年の高齢化率は 36.7%、全国は 28.3%でいきます。75 ページ「本市においては、高齢者が尊厳や生きがいをもち～～、これまで培ってきた経験を生かした～～」とします。76 ページは「ともに～」 「ともに～」 になっているので、「充実をはかり～～」にします。

77 ページの『生き生き』は生きる生きるではなくひらがなにします。『⑤介護サービスの充実』の最後の「民間」を消します。以上が事務局で気付いた第 5 章の修正点です。

【A 委員】平成 27 年、28 年のデータがあるが、新しいのがあればかえていただきたい。他にもかえていただきたいデータが 3 つありました。

【仰木会長】最新のデータにかえます。

（業者説明）法律や条令の整備が進んでいることを加筆。

54 ページと 55 ページ、56 ページは新たな調査結果を挿入

【仰木会長】分野別に審議をお願いします。

【原田副会長】2002 年の 3 月に執行となりますが、この間、中間市においても制度が図られてきたことが飛んでいます。条令ができた背景がない。しかしながらネットを中心に問題が起きています。部落推進差別法を作った。福岡県は 3 月 1 日に条令ができました。『平成 31 年

3月議会では～』から下から2行目の『依然として差別は後を絶たず～』。こういうことがあるので、国や県のをあわてせ中間市も今年4月から作りましたという流れではないかと思えます。条令ができた背景。部落問題は終わったと勘違いしている人も多い。件数は減っているが質は、下から2～3行目の実態があるから中間市も作ったとなるのではないのでしょうか。

【A 委員】 読む側からすればこれでよいと思えます。流れはこうだが現実はこちら。話すときはそうでもよいが、読む側は結論からがわかりやすい。事務局にお任せします。

【仰木会長】 事務局に預かってもらうことでよろしいですか。

【A 委員】 1行目がひっかかります。『主要な課題』とありますが、人権に主要じゃないものはない。

【仰木会長】 「多岐にわたる」だから「主要」でよいのかな。

【A 委員】 『中間市においては1972年に同和地区の同和対策事業を推進する～』は、「同和対策事業を同和地区に」じゃないかと思えます。

【副会長】 私だったら「同和地区」とはいれない。「同和地区」をはずす。

【仰木会長】 「同和地区」ははずすほうがよいですね。

【A 委員】 真ん中くらいの『人権施策の推進とともに～』は、「推進とともに基本的人権を擁護する」でしょう。54ページ上から3行目も訂正されるほうがよい。真ん中ごろの『本市が取り組んでいる』の前。『自らが主体的に解決しなければならない問題としてきちんと捉えることができるようなきめ細かな啓発の積み上げが必要です』の『必要です』は、「求められています」。検討してください。そのすぐ下、『人権問題を自分のこととして捉えきれないように～』は、「捉えきれるために」で『ように』はいらない。『今後とも』は、「これからも」のほうがはっきりする。「これからも人権尊重に対する理解を～」。4章までは『正しい理解』としてある。8行目の『未だに半数近くの方は結婚に関して～』は、考え方はいれなくてよいと思えます。

21.8%を高いと判断するのか。30～40%は高いと思うが、5人に1人を高いと判断してよいのか。『21.8%を示しています』でよいのではないかと思えます。

【島田委員】 低いと思いました。

【F 委員】 55ページの平成24年度と比較して「高い」とのことだと思いました。

【A 委員】 そうであればそう書けばよい。

【仰木会長】 前回と比べると、ということですね。

【A 委員】 「このことは、結婚差別ときちんと向き合い、結婚差別を自らの努力で解消しようとする」としないとおかしい。あとは55ページの『全ての人の基本的人権を尊重する』は「基本的人権が尊重される」だと思います。

56ページ下から3行目、『近年顕在化してきている』というのはどこにもその数字がありません。「傾向にある」だと思います。『誹謗・中傷』は最後につなぐほうがよいと思えます。下から2行目の『主体的に差別の解消に取り組む』は「差別の解消を主体的に取り組む」。57ページ7行目の『これまでに積み上げられてきた人権・同和教育の成果を踏まえ』とあるが「成果と教訓」。同和教育は一人ひとりを大切にすると教わってきました。「成果と教訓」と入れていただきたい。6行目は「すべての児童・生徒が生命の尊さを認識できるよう」でよいと思えます。そのすぐ下、『豊かな人権感覚』とあるが、「豊かな

人権感覚と感性」、つまりおかしいと感じられるどうか。「感性」を入れていただきたい。1番下に『指導力の向上』とあるが、「指導力と資質の向上」がよいと思います。

『②社会教育』の3つ目の●、『構成員として〜』は、その前に「人権尊重の意識」を書くほうがはっきりすると思います。その下の『社会教育や生涯学習をはじめとする各種教育に〜』は、「各種教育は大切な学習機会と捉え」だと思います。『③職員等における人権・同和教育』の『充実した人権・同和研修を行い資質の向上を〜』は、ここも「指導力と資質」だと思います。

58 ページ『②事業所等における啓発』に『差別のない明るい職場』とあるが、「差別のない職場」でよくないかと思えます。同和問題を解決するための重要な課題は「仕事保障」も必要。機会があっても「保障がない」と、と思えます。その次の『③えせ同和行為に対する啓発』は、『えせ同和問題と同和問題解決を阻害する重大な差別行為』とあるが「悪質な差別行為」でよくないか。『同和問題を悪用して、違法・不当な利益や〜』ここの意味はわからない。「不当な利益を強要する行為」でよくないかと思えます。『啓発に努めます』は、「啓発を推進します」じゃないとだめだと思います。

【仰木会長】 今出された意見は事務局で検討してください。では次の女性問題についてお願いします。

【A 委員】 真ん中の『2019年には、同プランが〜』のところ。『見直しを行い』は「検討を加え」でよくないかと思えます。下から7行目『女性のライフスタイルや世帯構成の変化』とあるが、世帯構成の変化なのか。60ページのグラフ下の4行目『男女の賃金格差、介護や育児などにおいても女性に対する負担が大きく』は「依存」のほうがよくないか。60ページ下から6行目の『尊重し、新たな価値観』は、「新しい価値観」は使っているが「新たな価値観」は初めて出てきています。どう直してよいかはわかりません。『2016年の全国のストーカー事案』とあるが、新しいデータにかえたらどうかと思えます。

61 ページ上から2番目、「また」のあとに句読点が入っていない。『個性を生かす』の「いかす」はこれでよいか。

62 ページの<施策の方向>の上から2行目の『守られ』は「保障され」がよいと思えます。「意思」と「意志」と両方出てきます。『自らの意思』は「意志」だと思います。

63 ページの『(1) 地域における女性の活躍推進』の3行目に『事業所などと連携した労働時間の短縮策など』とあるが「労働環境の改善」でよいと思えます。『環境づくりが』は「環境づくりを」だと思います。『②政策・方針決定の場への女性の参画促進に向けた意識改革の推進』の2行目は『管理職登用に努める』ではなく、「を図る」だと思います。『阻害する要因と促進する要因』は、「促進する要因と阻害する要因」と順番をいれかえるほうがよいと思えます。『③防災・災害時における男女共同参画の推進』の2行目は「30年度」の前に「平成」を入れるほうがよいと思えます。『性差に配慮した施設・空間の設置が』とあるが、「設置を望む方の割合が」とそこも統一する。

64 ページの最初の●、『女性と男性が均等』ではなく「対等」だと思います。その下の『②雇用環境の整備と就労支援』の4行目『セクハラだと思われる行為のうち、行為を受けているにもかかわらず』は、「セクハラと思われる行為を受けているにもかかわらず」とつなげてよい。『③農業及び自営業などにおける女性の地位向上』の2行目の『農業や商工自営業で女性が活躍できるよう』は下に移してよくないか。「女性が活躍できる」と

最後にもってくるほうがよいと思います。『起業などでも』は、「起業などにおいても」だと思います。『(3)ワークバランスの推進』の1行目『女性自らの意思』は、「意志」だと思います。2行目の『ような』は消して、「できる社会環境」とつなげる。

65 ページ6行目の『虐待をはじめとする』の「とする」はいらぬ。『県内で最も低廉な保育料を維持しており』は保育料が無償化になったら残す必要があるか、ないと思います。『(4)男女の健康づくりと暴力の根絶』の『①生涯を通じた男女の健康づくりの推進』の4行目『福岡県は全国の中でも上位に位置してほか』の「ほか」はいらぬ。『②あらゆる暴力防止策の推進』の3行目『新たな』は「新しい」に。「新たな価値観」はよくわからない。『(5)男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進』の『①男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進』の『②生涯を通じた男女平等教育と教育・学習機会の充実』の『地域』は「地域社会」になると思います。

【仰木会長】他にありませんか。

【E 委員】女性の参画の中で「女性ネット」をつくるまでの過程で、さまざまな方々が努力されてきました。この中に、女性が地位向上を目指して団体を育成してきたことが抜けています。

【B 委員】参画もできているが、その中では書いてもらっています。人権のことだからいいかなと思っていました。発足から関わってきているので書くと長くなるかなと思います。63 ページの上にプラスしていただく可能性はあるのかなと思います。

【G 委員】66 ページに「家庭と地域」はありますが、「就学前について」がありません。

【仰木会長】就学前ですね。整理してください。では、次は子どもと高齢者について、ご意見があればお願いします。

### ③第5章(3. 子どもに関する問題、④. 高齢者に関する問題)

【A 委員】68 ページ下から12行目の『幼児期の学校教育』とは何でしょうか。『地域子ども・子育て支援事業の提供体制の実施に関する確保策を盛り込んだ』の『確保策』は、「方策等」でよいと思います。

69 ページ3行目の『と続いています』は、「順となっています」でよいと思います。『加えて、少年非行は』とあるが、突然「加えて」となっています。この「加えて」は不要。上から5行目の『学校においては、自立や社会参加に向けて』とあるが、『社会参加』はいらぬ。

70 ページの<施策の方向>の『子どもの人権を大人が日常的に尊重し』は、「子どもの人権を日常的に大人が尊重し」がよいと思います。『人権意識の高揚と人権教育を推進します』は、「人権意識を推進」でよいと思います。その下の『①啓発活動の推進』の『健やかに育成することの』の「こと」はいらぬ。『②子どもの権利に関する理念の教育・啓発』の上から3行目の『趣旨について』は、「趣旨の普及に向けて」ではないかと思ひます。その下の『生かされる』は、「活かされる」でしょうか。

71 ページの『②児童虐待防止に対する取り組み』のところに、学童保育を書かなくてよいのかと思ひます。『民生委員・児童委員、医師など』とあるが、そこに入れなくてよいのか。その下の『③健全育成及び性的被害、傾向被害の防止』の『、』は「・」。『実施

を推進します』の「推進」はいらぬ。『まちづくりをめざします』は、漢字の「目指します」。ひらがなになっている。

72 ページの『また、薬物乱用による～～』は学校ではすでに取り組んでいるので、「薬物乱用防止の啓発活動の取り組みを推進します」になると思います。

『(4) 子育て支援及び相談体制の充実』のところ『行政からの子育て支援や保育機関などにおけるサービス』となっているが、何のサービスかがわからない。前は子育てとはっきり書いてある。その下『環境整備を促進しながら』の『ながら』はいらぬ。「子どもの貧困問題」が触れられていない。本文にない。どう考えていくか書く必要があると思います。以上。

【A 委員】 70 ページには、いつどこでなにをどうするのかが出ていない。具多的にあげていただきたい。71 ページの『①いじめ問題に対する取り組み』の5行目に『学校づくり』と出ているが、大事なものは「学級づくり」。わからないことをわからないと言えるような子ども同士、子どもと教師の関係をつくらぬと学校に来るのが楽しくない。

71 ページの1番下、大阪の小学6年生の事件。SNS を保護者がどれだけ管理できるか。できていない。本人が気付いて飛び出してよかった。「SNS」を入れていただきたい。

72 ページの「①子育て支援の充実」のところ、障がいのある人の相談も行っているので書いていただきたい。

【仰木会長】 ここで時間となりました。高齢者までは説明したのですが。

【A 委員】 文言はもう申しませんが、77 ページの『④地域生活支援体制の推進』のところから始めて、高齢者の平均寿命と問題は健康寿命。男性は平均寿命 81 歳だが健康寿命は 72 歳。女性の健康寿命は 75 歳。女性は、14 年は入院したり施設に入ったり、男は 11 年。健康寿命を延ばす文言を考えていただきたい。『地域のネットワーク』は、昔の向こう三軒両隣がない。中間市で高齢者が行方不明になりみつかっていない。地域の子供が福祉教育を通して、ここのじいちゃん、ばあちゃんがどこか行っていたと、子供のほうに目があります。向こう三軒両隣を入れ込んでいただきたい。買物難民がいます。坂が多いから、イオンまでタクシーを使っている。買物難民の解消の一つとしてコミュニティバスを考えていかぬといけぬ。遠賀四町すべてバスが動いています。中間市は社協のバスしかぬ。川西と南校区はタクシー会社と提供しているが少ぬ。高齢者の移動の問題、免許の返納の問題。返納しようとも買物、病院への足がない。そういうことに触れていただきたい。

【E 委員】 『④地域生活支援体制の推進』のところの認知症対策について。これからかなり出てくると思われます。成年後見制度にも力を入れています。●の4番目、『専門的な知識や技術ではなく、さりげぬ手助け』とは別に、専門的な技術がある場合は成年後見制度を入れていただきたい。相続の問題など高齢者が考えていかぬといけぬ問題があります。

【A 委員】 行政としては行動計画にと思われぬかもしれないが、頭は入れておかぬといけぬと思います。74 ページ6行目までは高齢社会はどう変化したかが書いてあります。そして 1999 年からの6行目からがおかしい。上とつながらぬ。75 ページ1行目に『また』とあり、74 ページの最後に『一方で』とある。そこに「また」があればわかるが、意味が通じぬ。もってくるとしたら、「また、一方で」だと思います。74 ページ下から11行目の『また、高齢者の増加に伴い』の下の4行目『判断能力が衰えた』とあるが、「判断能力の変化」

でよくないかと思えます。75 ページの最初にもある『心身の機能が衰え』も「変化」でよくないかと思えます。

74 ページ下から7行目の『このような社会的背景の中で、～～～身体的・精神的な虐待』と書いてあるが、次のページでは『身体的・心理的などの虐待』とある。「身体的・心理的などの虐待」のほうがよいと思えます。74 ページの『地域包括支援センターの充実を図るなど、～～～環境づくりが求められています』は、「迫られています」とするほうが緊迫感があると思えます。

75 ページ5行目に『積極的に社会参加できるよう支援していく必要があります』とありますが、支援だけではダメだと思います。「システムの整備と幅広い支援」が必要です。＜施策の方向＞で『地域社会での声掛け・見守りなどの福祉活動』とありますが、「声掛けや見守り」であれば地域に高齢者を引っ張り込む必要があるので、「参加勧誘」という言葉がよいのではないかと思えます。75 ページ11行目の『しかし、いくら制度が整備されても』は前に持つべきだと思います。『虐待に対する施設職員の認識』は、「施設職員の虐待に対する認識」とすべきです。その下の2行目『老老介護で認知症などに見られる介護の困難さ』はわからない。「老老介護や認知症」でしょうか。下から4行目『他人に親の介護を任せられない』は、「介護を他人に任せてはいけない」と思っているからではないでしょうか。下から2行目の『少し手助け』の「少し」はいらない。

76 ページ3行目の『成年後見制度といった制度の周知を図るとともに、支援体制の充実を図るとともに介護している～』は、「成年後見制度といった制度の周知と、支援体制の充実を図るとともに」でよいと思えます。『①高齢者に対する市民意識の高揚』の1行目『高齢者の一人ひとりが敬愛されるとともに』の「ともに」はいらない。3番目の●は「一人暮らしの高齢者などの見守りや支援を強化し」、「高齢者がかかわる老人会などの行事や高齢者福祉について」でいいと思えます。

77 ページ『その有する』の「その」はいらない。『深化』より「強化」だと思います。『地域ネットワークづくりの推進を図ります』は、「推進します」だと思います。『本市の消費生活相談員による生活相談を行います』は、出前の生活相談という考え方が必要になると思えます。その下の『専門的な知識ではなく』は、「援助サービスやさりげない手助け」でよくないかと思えます。『⑤介護サービスの充実』の1行目の『その』はいらないと思えます。下から5行目『入所（者）と通所（者）』とあるが、そこはいらないと思えます。「関係者が人権に配慮した」でよいと思えます。『⑥生活支援体制の充実』の1行目『安全で快適な生活環境づくりを目指し』は、「環境づくりとともに」でよいと思えます。その下の『ように』はいらない。

78 ページ『⑦健康・生きがいくりの推進』1行目の『高齢者が健康で積極的に地域社会の～』は、「高齢者が健康で地域に活動に積極的に参加し」だと思います。文章が長い。5行あるので、「仲間づくりを充実します。そのため、次のようなことをします。」と分割する。『人生80年時代』はこれでよいか。今は百年なので書かなくてよいのではないかと思えます。『高齢者が社会とのつながりを持ち、可能な限り住み慣れた地域社会で生活を続けていくため』は、「高齢者が社会とのつながりを持ち、住み慣れた地域社会で可能な限り生活を続けていけるよう」だと思います。

- 【D 委員】 行動計画であげていると思います。成年後見制度もあげてあるのであまり具体的に書かなくてもよいと思います。なので、高齢者についてはあまり書き替えなくてよいと思います。
- 【A 委員】 家族で看ているという話を訪問していくと聞きます。施設の充実は必要だと思います。倒産しているデイサービスもあります。出前の生活相談の話も、包括支援センターの相談は出前でもやっています。実際に県で行っている事業もあります。あまり掘り下げないほうがよいと思います。
- 【原田副会長】 施策の方向の中に教育、啓発以外のことがたくさん出ています。しぼるほうがよいと思います。第3次中間市人権教育・啓発に関する名称をかえるほうがよいと思います。北九州市に関わっていますが、中間市のほうがレベルも高い。
- 【仰木会長】 基本方針に基づいて、市が答申を受けて1年でできること、5年かかることと計画を立てていくことになると思います。
- 【A 委員】 第1次から全て考えてきた流れからこうなっています。
- 【仰木会長】 本日はここでいったん終わります。
- 【事務局】 89ページの『7. 人権に関するさまざまな問題』については、外国人と性的少数派について大きく取り上げていくということについてはいかがでしょうか。
- 【A 委員】 外国人は、私は分けてほしいと思います。17項目あるので全部あげますか。
- 【事務局】 県は10に分けてあるので、参考にしていきたいと思います。
- 【A 委員】 ハンセン病、今はLGBT、全部あげたらたいへん。様々なで括らせていかないたいへん。

## 5. 事務連絡

(今後の審議会及び基本計画スケジュールについて)

- 【事務局】 12月20日に訂正と承認、1月にパブコメと考えていましたが、12月20日に承認までいかなければ再調整したいと思います。本日、最後までいくつもりだったので、メモ書きなどある方は事務局にいただければ20日の事前資料に反映させたいと思います。

## 6. 閉会のことば

- 【事務局】 これを持ちまして閉会といたします。本日は長時間ありがとうございました。